



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、第2項及び第801条第2項、第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条及び第201条に定める書類)

2024年4月1日



東邦瓦斯株式会社
東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 増田 信之



愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社

代表取締役社長 玉田 勝也



東邦瓦斯株式会社（以下「吸収分割会社」という。）及び東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2023年12月1日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む業務用ガス機器販売事業のうち、建設業法に基づく建設工事を営む事業に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、第2項及び会社法第801条第2項、第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び201条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号）

2024年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第784条の2の規定により、同法784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第785条の規定により、784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続きの経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2023年12月11日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号及び第201条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、かつ、本件分割は、会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、かつ、本件分割は、会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、債権者に対して2023年12月11日付の官報公告及び2023年12月12日付の日刊工業新聞による公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号及び第201条第4号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は0.8億円（概算値）、負債の額は0.1億円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号及び第201条第5号）

2024年4月12日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号及び第201条第6号）

該当事項はありません。

以上